

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に
規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令案要旨

1. 玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の題名変更に伴い、玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の題名及び第1条を改正することとする。
2. この省令は、平成24年9月1日から施行することとする。